

住宅建築等に係る「給水装置工事申込み書」及び「給水装置使用開始届」の提出について（お願い）

上下水道課

（住宅新築の場合）

住宅の新築において、①新規に「給水装置工事申込み」を行い、②工事施工業者がその水栓を使用して工事を実施し（仮設使用）、③竣工後、個人（施主）が給水装置を使用する場合、工事申込みの用途および名義等について以下のように取り扱うこととしますので、ご理解の上ご協力をお願いいたします。

①用途について

- ・ 「給水装置使用開始届」の名義人が個人名義の場合は「一般用」、工事業者名義の場合は「業務用」になります。

②給水装置工事申込み書に記載する「使用者」について

- ・ 「給水装置工事申込み書」に記入する使用者は、物件の竣工後に使用する方（施主）となります。（施工業者名を記入しないよう、お願いいたします。）

③仮設使用について

- ・ 給水装置の引込工事終了後、工事のために水栓柱による使用（仮設使用）を行う場合は、「給水装置使用開始届」を提出してください。

④竣工後の手続き等について

- ・ ③の名義人が工事業者の場合
竣工届を提出時に工事業者名義の給水装置使用<中止>届と、個人名義の給水装置使用<開始>届を提出してください。
- ・ ③の名義人が個人の場合
竣工後の給水装置使用届の提出は不要です。

運用開始 令和3年9月

令和4年6月 改訂